

みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和3年10月8日 午後1時35分～午後2時10分

場 所 みやま市役所大会議室

出欠者 出席者 17名 欠席者 1名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第28号 不動産買受適格証明願並びに農地法第3条の規定による
許可申請について

議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について

3. 報告事項

1. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

2. 農地法第5条第1項第8号の規定による届出について

3. 農地法第18条第6項の規定による通知について

4. 使用貸借解約通知について

5. 非農地証明の交付について

4. 閉 会

出席委員（17名） 会長 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

1番 山 下 秀 徳
3番 河 野 正 春
5番 原 田 龍三郎
8番 加 藤 和 己
10番 田 崎 明
12番 木 下 正 信
14番 中川原 大 吉
17番 内 藤 秋 彦
19番 徳 永 順 子

議席番号 氏 名

2番 新 開 文 則
4番 河 野 義 明
7番 野 田 惠 次
9番 岡 田 佳 子
11番 嶋 芙 沙 子
13番 大 城 祐 吉
16番 平 川 弘 義
18番 池 田 正 幸

欠席委員（1名）

15番 河 野 和 夫

出席推進委員（14名）

座席番号 氏 名

21番 田 中 良 和
23番 石 橋 直 幸
25番 松 尾 正 巳
29番 松 尾 一 則
32番 河 野 通 成
35番 山 下 久 弥
37番 武 藤 睦 夫

座席番号 氏 名

22番 森 静 男
24番 江 崎 須三信
28番 上 原 充
30番 柿 原 廣 典
34番 大 城 政 英
36番 古 賀 勝 則
38番 末 吉 智 宣

本会議に出席した事務局職員

事務局長 岡 俊 幸

事務局係長 相 地 智 輝

事務局 東 竜 雄

事務局 田 中 砂 希

午後1時35分 開会

○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和3年10月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしくお祈いします。

○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしくお祈いします。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、議席番号15番河野委員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。

推進委員は、14名の委員に出席いただいています。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号18番池田正幸委員、同じく2番新開文則委員にお願いします。

また、本日の会議書記には事務局職員の相地智輝君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。

なお、この申請は農地付き住宅の売買に係るものであり、譲受人は非農家であることから、下限面積要件は適用されないものです。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○4番（河野）

9月28日に現地確認と本人さんと面談しましたが、別に問題はないと思われまので、審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○24番（江崎）

9月28日に地元農業委員さんと申請書及び現地の確認をいたしました。隣接している小作地を返還するに当たり、一体利用がしやすいように申請地とともに小作地を戻すということ

でございました。現地は境界杭がなく、入水口と排水口がそれぞれ一つしかありませんでした。

今後の利用を考えれば、地元推進委員としては問題ないかと思われまので、皆様の御審議のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ちょっと事務局から。

○事務局（岡）

事務局のほうから、ちょっと説明が足らなかった部分を補足させていただきます。今、地元委員さんのほうから説明いただいたので大体分かったかと思えますけれども、この案件については、1枚の田んぼに2人の名義の方があったので、1人の名義の方に合わせる一体利用という形での申請でございますので、御了承をよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号2番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号3番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○36番（古賀）

9月25日に校区役員2名で申請書及び現地の確認等を行いました。地元地区委員としては問題ないと思われまますので、御審議方よろしくお願ひします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○34番（大城）

9月26日に申請書及び現地等の確認をしました。よく管理をされておりました。また、親子間の贈与ということで、推進委員としては何ら問題ないと思われまますので、皆様の審議のほうをよろしくお願ひします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号5番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○29番（松尾）

9月28日に申請書及び現地を確認しました。また、親子間の贈与なので地元推進委員としては問題ないと思われますので、皆様の御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第25号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。
農用地に農業用倉庫を建築するために転用するものです。

東は自己所有の田、西は水路、北は道路、南は自己所有の田に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、溜柵を設置し西側水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○25番（松尾）

10月5日に現地を確認いたしましたけれども、地元推進委員としては問題ないと思われるので、皆様方の御審議方よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（岡田）

10月5日に同じく地元委員さんたちと一緒に行きましたけれども、別に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第26号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

みやま市都市計画区域内の第三種農地に居宅を建築するために転用するものです。

東は宅地、西は道路、北も道路、南は宅地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、溜柵を設置し北側道路側溝へ放流します。

生活雑排水は、既設の下水道に放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見を申し上げます。

○22番（森）

これも説明がありましたとおり、10月5日に現地と資料を確認いたしました。何も問題ないと思われますので、よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見を申し上げます。

○農地委員（岡田）

これも同じく10月5日に現地を見に行きましたけれども、別に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第27号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号2番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。
みやま市都市計画区域内の第三種農地に貸資材置場を建設するために転用するものです。
東は宅地、西は水路、北も水路、南は田に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係委員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、西側水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○22番（森）

これも10月5日に各委員さんたちと現地を確認いたしました。何ら問題はないと思われ
ますので、よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（岡田）

これも同じく資材置場として建設される予定ですから問題ないと思います。よろしく願
いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第27号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定
いたします。

事務局は、整理番号3番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号3番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。みやま市都市計画区域内の第三種農地に宅地造成（1区画）のために転用するものです。東は道路、西は雑種地、北も雑種地、南は田に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長及び水利関係役員から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、溜柵を設置し北側水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○22番（森）

整理番号2番と3番は同一者でありまして、隣同士でありますので、何ら問題はないと思われまますので、よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（岡田）

これも同じ方ですけれども、資材置場の横に住宅を建てるということですから、別に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第27号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号4番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に居宅を建築するために転用するものです。東は道路、西は畑、北は宅地、南も宅地に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、溜枡を設置し東側道路側溝へ放流します。

生活雑排水については、合併浄化槽を設置し東側道路側溝へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ですが、今日は欠席しておりますので、事務局のほうよりよろしくお願ひします。

○事務局（相地）

地元委員のほうからは、何ら問題なしとの報告を受けております。以上です。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員（岡田）

これも居宅建築のためということなので、別に問題なかったと思います。よろしくお願ひします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第27号、整理番号4番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号5番について説明してください。

○事務局（相地）

整理番号5番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地にドッグランを建設するために転用するものです。

東は水路、西は畑、北も畑、南は宅地に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

雨水排水については、溜枳を設置し東側水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○34番（大城）

10月5日に農業委員、推進委員さんたちと現地等の確認をしましたが、地元委員としては問題ないと思われますので、どうかよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見ををお願いします。

○農地委員（岡田）

先ほど説明ありましたけれども、自分の土地のところの横にドッグランを建設することなので、別に問題ないと思いました。よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第27号、整理番号5番を原案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、議案第28号 不動産買受適格証明願並びに農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（東）

整理番号1番について、申請地は公売に付された農地で申請人の状況は議案書のとおりです。申請の内容は、公売入札参加のための不動産買受適格証明願並びに農地法第3条の規定による許可申請です。また、農地法第3条第2項各号の判断については、別紙資料18ページの確認書のとおりです。許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○16番（平川）

申請に基づいて現地を調査しましたところ、問題ないと思われますので、皆様方の御審議をお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第28号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第29号について説明をしてください。

○事務局（田中）

議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明します。

議案書7ページを御覧ください。周年契約は、田4万7,469平方メートル、畑3万8,985平方メートル、合計8万6,454平方メートルで、件数は22件、筆数は89筆となっております。

内容につきましては、8ページ以降に各筆別明細をつけておりますが、事前に議案書を送付しておりますので、説明は省略いたします。

議案書16ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構からの買入れが2件となっております。内容につきましては、次の17ページに記載のとおりです。

整理番号2番につきましては、譲受人の耕作面積が下限面積に達しておりませんが、法人への貸付けによるもので要件を満たしております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま議案第29号について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第29号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

それでは続きまして、2. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第1号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、宅地造成（分譲6区画）のための届出と資材置場のための届出の2件を受理しております。地元委員による現地調査を行いまして、問題なしとの報告を受けております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第2号、農地法第5条第1項第8号の規定による届出について、携帯電話無線基地局設置のための届出を2件受理しております。地元委員による現地調査を行いまして、問題なしとの報告を受けております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項第3号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、賃貸借解約の届出が9件出されております。内容については、自作が1件、設定が5件、所有権移転が2件、転用が1件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第3号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第3号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項第4号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第4号、使用貸借解約通知について、使用貸借解約の届出が3件出されております。内容については、設定が3件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第4号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第4号をこれで終わらせていただきます。

続きまして、報告事項第5号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（相地）

報告事項、第5号、非農地証明交付について、1件の交付を行っております。令和3年9月29日に総務委員、地元委員及び事務局で現地調査を行っております。以上です。

○議長（徳永）

次に、総務委員会からの意見をお願いします。

○総務委員（河野）

私も29日にほかの委員さん、また事務局と確認しましたが、ほとんど山林状態ですので問題ないと思われますので、よろしく願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第5号について説明がありましたが、御質問をお受けします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第5号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。

長時間にわたり、ありがとうございました。

午後2時10分 閉会